

2013年 5月30日

広島大学理事（財務・総務担当）  
平野 仁司 様

広島大学教職員組合  
執行委員長 西田 恵哉



## 附属小学校に対する労働基準監督署の是正指導に関する要求

貴職の日頃の奮闘と当組合活動へのご理解・ご協力に敬意を表します。

さて、標記について下記を要求します。

つきましては、2013年6月17日（月）までに文書で回答をお願いします。

### 記

#### 1. 要求内容

1年単位の変形労働時間制を適用しているすべての附属学校園教員について、時間外労働手当額が教職調整額（本給の4%）を超える場合の当該超過額を、この度の労働基準監督署是正指導を受けた月の2年前まで遡って支払うことを要求します。（なお、是正指導を受けた月は2013年4月と理解しており、したがって、2年間の遡及支払いは2011年4月～2013年3月の期間に係るものとなります。）

また、当該超過額の算定にあたっては、一定の合理的算定方法を認めますので、当該超過額の算定方法についても回答して下さい。

#### 2. 説明

労働基準法第115条（時効）では、労働債権（退職手当を除く）の請求権は2年間と定められています。

この度の労働基準監督署の「時間外労働手当額が教職調整額（本給の4%）を超える場合は、当該超過分を支払うよう」との是正指導により、当組合が統一要求等において指摘して来たように、1年単位の変形労働時間制を適用している附属学校園教員の時間外労働に対する広島大学のこれまでの給与処遇が労働基準法違反であったことが明白になりました。

そうであれば、労働基準法が定める2年間の遡り請求は該当するすべての労働者の権利であり、誰も否定しえないものです。

（参考）労働基準法第115条（時効）

この法律の規定による賃金（退職手当を除く。）、災害補償その他の請求権は二年間、この法律の規定による退職手当の請求権は五年間行わない場合においては、時効によつて消滅する。

以上